

## 公益社団法人香川県看護協会慶弔見舞に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、会員及び本会関係者の慶弔見舞について定める。

(慶弔見舞金)

第2条 慶弔見舞の対象と内容は各号によるものとする。

1) 本人の死亡

(1) 本会の会員

(2) 本会の職員

(3) 本会の関係者

ア. 本会と特に密接な関係があったと認められる者

イ. 本会の業務に多大な貢献があったと認められる者

ウ. その他必要と認められる者

2) 本会役員及び職員の親族の死亡

3) 本会会員及び関係者の当選、就任、受賞等祝

4) 関係団体等の会館落成・開所等祝

2 見舞い金額等については別表に定める。

3 各号によりがたい特別な場合は、会長が決定する。

(死亡報告)

第3条 会員が死亡した場合、看護代表者からの報告により弔慰金を贈る。(別紙)

第4条 この規程は、理事会の承認により変更することができる。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。